

令和2年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年6月25日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 中 田 尚 世

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる
条件整備を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

令和2年度学校関係改修工事について

上石神井北小学校校舎改築基本設計概要について

練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について

練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立平和台図書館の指定管理者の選定について

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブの指定管理者の選定について

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について

令和2年第二回練馬区議会定例会提出議案について

その他

その他

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事(教育政策特命担当)	山 本 浩 司
こども家庭部こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年

教育長

ただいまから、令和2年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴人の方が1名いらっしゃっている。

本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者を絞って行わせていただく。

案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告する。

6月19日に開催された令和2年第二回練馬区議会定例会において、中田尚代さんの教育委員任命同意議案が可決をされ、その後、前川区長より教育委員として任命を受けた。中田委員の任期は、令和2年6月20日から令和6年6月19日までである。

ついては、新しく就任した中田委員から一言ご挨拶をいただければと思う。お願いする。

中田委員

ただいまご紹介いただいた中田尚代である。現在、南が丘中学校2年に娘が在籍している。よろしく願います。

委員一同

よろしく願います。

教育長

ありがとう。どうぞよろしく願いをする。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議題が1件、陳情11件、協議1件、教育長報告9件である。

(1) 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。

この案件については、本年6月30日までが新井委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、本年7月1日以降について、教育長職務代理者の指名を行うものである。

この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

平成26年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それ以外のときについては教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様

の職務を行うことになる。代理する権限の範囲は、基本的に教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができると定められている。なお、現在の新井委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までとなっている。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となっている。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆様の中から指名をさせていただくこととなっている。

また、教育長の職務を代理する者は、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでも、その権限はかなり重くなっている。そこで、任期については法律等の定めがないため、私としては、今回も本年7月1日から来年の6月30日までの1年間をお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

坂口委員をお願いしたいと思う。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の教育長職務代理者に指名された坂口委員からご挨拶をお願いします。

坂口委員

ご指名いただいた坂口である。大変重い責任であるが、他の3人の委員と事務局の皆さんに助けをいただいて、何とか務めていきたいと思う。どうぞよろしくお願いする。

教育長

ありがとう。どうぞよろしく願いをする。

また、6月30日までの任期だが、新井委員1年間ありがとう。

新井委員

これからもお世話になる。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りをする。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定

では、委員の議席は合議により定めるとされている。本日の議席については、暫定的にお座りいただいている。

7月1日以降は、現在の教育長職務代理者である新井委員の座席に、坂口委員に座っていただきたいと考えている。また、新しく委員になられた中田委員は、現在お座りいただいている座席ということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

教育長

それでは、次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和2年度学校関係改修工事について

上石神井北小学校校舎改築基本設計概要について

練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について

練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立平和台図書館の指定管理者の選定について

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブの指定管理者の選定について

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について

令和2年第二回練馬区議会定例会提出議案について

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は9件ご報告をする。

それでは、報告の 番について説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

工事が行われる間は、大きな音とか振動があるので、学校の工事は夏休みに集中的に行われることが多い。ただ、今年は、夏休みを短縮するため、どうしても工事に影響が

出てしまう。そこで、延期や中止する工事を報告させていただいた。
何かご質問、ご意見あるか。

新井委員

実施する工事のところだが、一般改修工事の中で、数校がトイレの改修工事をされる
ということでうれしく思う。このトイレ改修工事の具体的な内容について教えていただ
ければと思う。

学校施設課長

トイレ改修工事の内容だが、洋式化とドライ化というのを進める。ドライ化というの
は、従前のトイレは床を水で拭いて清掃するが、水を張るため衛生的に少し課題があっ
た。そこを、水でぬらすのではなく、ドライ化して、通常の床と同様に清掃していくと
いう形に順次切り替えているという内容になる。

新井委員

ありがとう。

教育長

学校のトイレは1階から3階、4階まで1列に並んでいる。大体は2系統あるが、1
系統ずつまとめて全部行うので、全てのフロアに影響する。また、床を全部ドライ化す
るので、はつりしたりするから物凄く音が大きい。

工事中は、トイレが1系統使えなくなるが、何とか短い夏休みの間だけでもできそう
なので、トイレ改修工事については、中止せず実施することとした。

ほか、いかがか。

坂口委員

学校の工事が延期になるのはとても気の毒だと思う。

屋上防水および外壁改修工事は中止となるが、雨漏りしているのを1年延期するとい
うことかと心配に思う。いかがか。

学校施設課長

年数が経過していることにより、計画的にやる工事であり、直ちに問題が生じるとい
うことではない。計画を1年ずらして実施していく。

坂口委員

分かった。

教育長

現在、雨漏りしているという状況ではない。計画的な工事の一環なので、1年間遅ら
せてもらうということである。ほか、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。

報告の 番についてお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

上石神井北小学校の改築の基本設計ができたという説明であった。これから実施設計を行って、いよいよ今年度の暮れぐらいから仮設校舎の建設を始めるということになる。いかがか。

高柳委員

例えばバリアフリーにしたり、廊下や階段を広げにして安全にしたり、クーラーを設置したり、それぞれ工夫をされていて、大変いい施設になっていると思っている。今後も、限られた予算だと思うが、その中で子供たち、また地域の方々に使いやすいような校舎改築を進めていただければありがたいと思う。

そこで質問だが、1ページにマンホールトイレというものがある。これはおそらく、地域の方が避難拠点で使えるものだと思うが、どういうものかご説明いただきたい。

それから、この配置図を見ていくと、横長の教室で、使い勝手がいいと思う。

あと、屋上緑化とあるが、庭園のようなものにするのか、それとも芝生のようなものにするのか、教えていただければありがたいと思う。よろしくお願いします。

学校施設課長

マンホールトイレについてである。2ページをご覧くださいと、配置図の中に体育館があるが、その下にマンホールトイレと書いてあり、ここに設置する予定になっている。これは、災害時等、水が流れなかったり、トイレが使えないといったときに応急的にこれが使えるというような災害の備えとなっている。

続いて、教室の形だが、近年の改築校はこのように正方形に近い形になっており、およそ64平米ぐらいに計画をしているところである。

最後に、屋上緑化については、現在のところ、芝生のような形状で緑化をすることで考えている。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。

新井委員

3ページの配置図のところだが、誰でもトイレとある。おそらく、スペースが広く取ってあるので、車椅子の子供たちが使えるのかと思うが、具体的に教えていただければありがたいと思う。

学校施設課長

誰でもトイレはバリアフリーを施していて、車椅子の方でも入れるように、少し大きめにスペースを取って設置しているものである。

新井委員

ありがとう。

坂口委員

地域の方、生徒さんにとっては待ちに待った改築だと思う。

これまでの全面改築では、何か売りといえるところがあったと思う。たとえば、階段からすぐにホールになるようなところとか、多目的室がいろいろな大きさに変えられるなど、こういうことを工夫して、こんなふうによくなったというものがあった。ただ、上石神井北小学校の計画では、どこが工夫されているのか疑問を持った。

唯一考えられるのは、3ページにある多目的室は、もっと自由に使えたりするのかと思う。また、2ページに自然観察園があるが、これは、今までもあったのか、あるいは改築することでできるのか。この学校はこの部分が目的で造ったという売りの部分があったら教えていただきたい。

学校施設課長

まず、全体としてオーソドックスな造りとする計画になっている。学校改築の基本的な方針として、非常に多くの老朽化施設を抱えているので、今後、年に2校程度改築をしていかないと、全て安全に、計画的に改築していけないという背景がある。財政的な制約もある中で、できるだけシンプルでコンパクトな学校改築というのを、方針として掲げているという前提がある。

その中でも、やはり学校の特色や伝統といったものも含めて設計していく必要があると思っている。何点か申し上げますと、先ほど委員からお話があった2ページの自然観察園だが、これは今でもあるもので、「くりりんの森」という愛称で呼ばれている。地域の保全ボランティアの方がお手入れをいただいている。

また、田んぼもあり、稲を育てているということや、ジャガイモの栽培をしていて料理をして学校で食べるとか、そういった活動も行っている。ここは地域の方からも愛されている場所ということで、活用した教育ということは継続して行っていくということ考えている。

あとは、学校の特色としては、上北プラスという非常に活発なプラスバンドの活動がある。具体的には3ページになるが、金管バンドの倉庫というものを用意して、活動がスムーズに行えるようにしている。また、ここに配置している多目的室だが、防音を施しているため、ここでプラスバンドの練習もできるようにということで考慮して設計しているところがある。

様々な制約がある中でも、そうした学校の特色というものを出しながら今後とも設計に努めてまいりたいと考えている。

坂口委員

いろいろ伺えたので、地域の方、生徒さんも期待して待っていてくださるかなと思う。ありがとう。

教育長

ほかにはいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。
報告の 番についてお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

軽井沢少年自然の家はもう築30年である。とりわけ給水管等々、水回りについてはかなり傷みがあり、全面的に直さなくてはいけないということで、休館をさせていただきたいという報告であった。何かご質問、ご意見あるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。
報告の 番及び 番については関連するので、説明、質疑とも一括でしたいと思う。
それでは、 番及び 番についてお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

軽井沢と武石少年自然の家だが、5年間の指定管理の期間が終わったので、これまでお願いしていた事業者に引き続き5年間お願いするという報告であった。何かご質問、ご意見あるか。

新井委員

別紙2の軽井沢少年自然の家評価項目・評価基準である。これは武石も同じような内容かと思う。

教えていただきたいのだが、評価項目の1から8までの内容のほかにも、今までの運営実績等、いろいろな総合的な視点から選定されたと思うが、この評価項目の中で、特に重要視されている視点というのがあれば、教えていただければありがたいと思う。

保健給食課長

7番の校外学習の受入体制である。校外学習を受け入れるということを主目的に造られた施設であるので、この受入れの体制について職員配置、それから児童・生徒の安全確保に対する基本方針や取組といったところを一番に重視して評価していく。

また、食事の体制ということで、5番の施設の維持管理・安全性への配慮の中で、(4)に食事提供における衛生安全管理体制とある。こちらについても学校給食に準じたような形で衛生管理等を行った上での食事の提供体制について、評価をしているところである。

新井委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。

次に、報告の 番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

平和台図書館の指定管理についてである。今年度で5年間の指定管理の期間が終わる

ので、来年度からの5年間について今の事業者に引き続いてお願いをするという報告である。

何かご質問、ご意見あるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。

報告の 番及び 番については関連するので、説明、質疑とも一括でしたいと思う。

それでは、 番及び 番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

同じく指定管理の件である。今年度で5年間の指定管理期間が終わるので、来年度からの5年間の指定管理について、今の事業者にそのまま引き続いてお願いをするという説明であった。いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。

次に、報告の 番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

第2回定例会が6月19日に終わり、ご説明したものについては全て議決をされた。したがって、もう既に成立をしている内容だが、何かご質問、ご意見があったらお寄せいただければと思う。いかがか。

新井委員

35ページの議案第58号の2、改正の内容のところだが、放課後児童支援員となるために必要な研修とある。この研修についての具体的な内容について教えていただければありがたい。

子育て支援課長

学童クラブの支援員となるためには、研修を受けなければいけないということである。

科目としては16科目の研修を受けていただくことになっている。いくつか紹介させていただくと、放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護、子どもの発達理解、障害のある子どもの理解、特に配慮を必要とする子どもの理解、子どもの遊びの理解と支援、保護者との連携・協力と相談支援、学校・地域との連携、安全対策・緊急時対応などである。

新井委員

ありがとう。分かった。

坂口委員

練馬子ども家庭支援センターの移転先だが、41、42ページに場所と位置図が出ている。これは新しく子ども家庭支援センターのために建て替えた建物か。以前はどうだったか。

練馬子ども家庭支援センター所長

こちらのビルは、新たに民間事業者が新築したビルである。3階建てのビルで、1棟丸ごと区のほうで借りて、1階と2階の半分を子ども家庭支援センターで使わせていただくといった形である。

坂口委員

この建物は相談事項とかあるいは子どもたちを守れるようなレイアウトで造られたというふうに解釈してよろしいか。

練馬子ども家庭支援センター所長

民間の事業者がテナントとして造ったビルなので、区の児童相談を想定して造ったというものではない。

ただ、現在、体制強化により区の職員が非常に増えているが、子ども家庭支援センターのスペースは大体約150平米のところ、移転することによって700平米に大きくなる。また、東京都の児童相談所の職員が、定期的かつ必要時に利用する練馬区虐待対応拠点というものを新たに設けるため、都の職員がいろいろな虐待相談とかに応じるとともに、区の職員と一緒にいろいろな調査や面談、訪問などを行う。パーティションなどを設置しながら、利用しやすいような形にしていきたいと考えている。

坂口委員

とてもいいと思う。区役所の建物から独立しているということで、区民の方も利用がしやすいかなと思う。ぜひこれを機能させていただきたいと思う。ありがとう。

高柳委員

31ページだが、例年ねりっこ学童クラブの設置を前倒ししていて、保護者、子どもにとって大変いい事業になっていると思う。ねりっこプラスについても前回質問させていただいたが、ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブの全ての実施校が対象になるのか。その辺りを教えてほしい。

子育て支援課長

ねりっこ学童クラブの定員は結構多く、多いところだと大体90人のところがある。例えば90人定員のところに100人申請したとすると10人入れないが、入れなかった10人の方に関しては、そのまま待機をするのか、申請先を変えて別の学童クラブに入るのかといった形で選んでいただく。

そこで、もし別の学童クラブではなくてねりっこプラスを使いたいということであれば、待機が1人でもいればねりっこプラスを実施する。ただ、ねりっこ学童クラブで、定員に空きがあるところについてはねりっこプラスを実施しない。

現状では、待機が出た段階でねりっこプラスを実施して、繰り上がってねりっこ学童クラブに入れればねりっこプラスはやらなくなるという形で実施している。

高柳委員

考え方として、ねりっこ学童クラブに入れなくて、ねりっこひろばに行っている子はさらに延長したいという、その子の体制のための事業というふうに考えてよろしいか。

子育て支援課長

今、委員がおっしゃられたように、ねりっこ学童クラブに入れなかったので、5時までねりっこひろばで過ごすといった方の場合であるが、5時以降、ひろば室が空くので、5時から保育という形で6時もしくは延長を希望される方については7時まで学童クラブと同様に保育をするといった事業になる。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、今日ご用意した案件は以上だが、現在、学校で段階的な授業を進めていると思うが、大体どんな様子がお知らせいただけるか。

教育指導課長

現在、段階的な再開で、今週から第3段階に入った。具体的には、給食を食べて午後の授業も行うというようなものである。通常のカリキュラムに近い形で現在行っている。

しかしながら、感染予防対策をしっかりと講じてやっていく必要があるため、例えば歌唱指導とか、組技を体育で行うとか、こういったことはまだしばらくはできない。当面の間、この予防策を講じた中での教育活動を展開していく。

教育長

ありがとう。第1段階の分散登校、それから、第2段階の午前授業が終わったので、予定どおり今週からは通常授業に移行していくということである。ただ、通常授業といっても今、話があったように、様々な制約や制限がある中での通常授業であり、何とか前に進めているかなというところである。

その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かこの際であるのでお寄せいただければと思うが、よろしいか。それでは、以上で第12回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。